

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子.....	1～3
2 町の区域の変更について.....	4～6
3 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）.....	7
4 令和5（2023）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 決算の報告について.....	8

1 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

法改正に伴う条項ずれの規定の整備を行う。

(3) 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

函館市建築基準条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(完了検査申請等手数料) 第60条の13 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第16項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額）の手数を納めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の申請または通知をしようとする者が法第7条の3第5項または第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けている場合に納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額）とする。 (1)～(9) (略) 3 (略) 4 次の各号に掲げる検査の申請または通知をしようとする者は、申請または通知の際に、建築設備1基または一の工作物につき、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。 (1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による建築設備の検査の通知 14,000円 (2) 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の検査の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第16項の規定による工作物の検査の通知 11,000円 (中間検査申請等手数料) 第60条の14 法第7条の3第1項の規定による検査の申請または法第18条第19項の規定による通	(完了検査申請等手数料) 第60条の13 法第7条第1項の規定による検査の申請または法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額）の手数を納めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の申請または通知をしようとする者が法第7条の3第5項、第7条の4第3項または第18条第30項もしくは第34項の中間検査合格証の交付を受けている場合に納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第4項第1号に規定する手数料の額を加算した額）とする。 (1)～(9) (略) 3 (略) 4 (略) (1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による建築設備の検査の通知 14,000円 (2) 法第88条第1項および第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の検査の申請または法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第20項の規定による工作物の検査の通知 11,000円 (中間検査申請等手数料) 第60条の14 法第7条の3第1項の規定による検査の申請または法第18条第28項の規定による通

知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知 1 件につき、次の各号に掲げる法第 7 条の 3 第 1 項に規定する特定工程に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(9) (略)

(その他の申請手数料)

第60条の15 次の各号に掲げる申請をしようとする者は、申請の際に、申請 1 件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号もしくは第 2 号または法第18条第24項第 1 号もしくは第 2 号（これらの規定を法第87条の 4 または第88条第 1 項もしくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請 120,000円

(2)～(58) (略)

知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知 1 件につき、次の各号に掲げる法第 7 条の 3 第 1 項に規定する特定工程に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(9) (略)

(その他の申請手数料)

第60条の15 (略)

(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号もしくは第 2 号または法第18条第38項第 1 号もしくは第 2 号（これらの規定を法第87条の 4 または第88条第 1 項もしくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請 120,000円

(2)～(58) (略)

2 町の区域の変更について

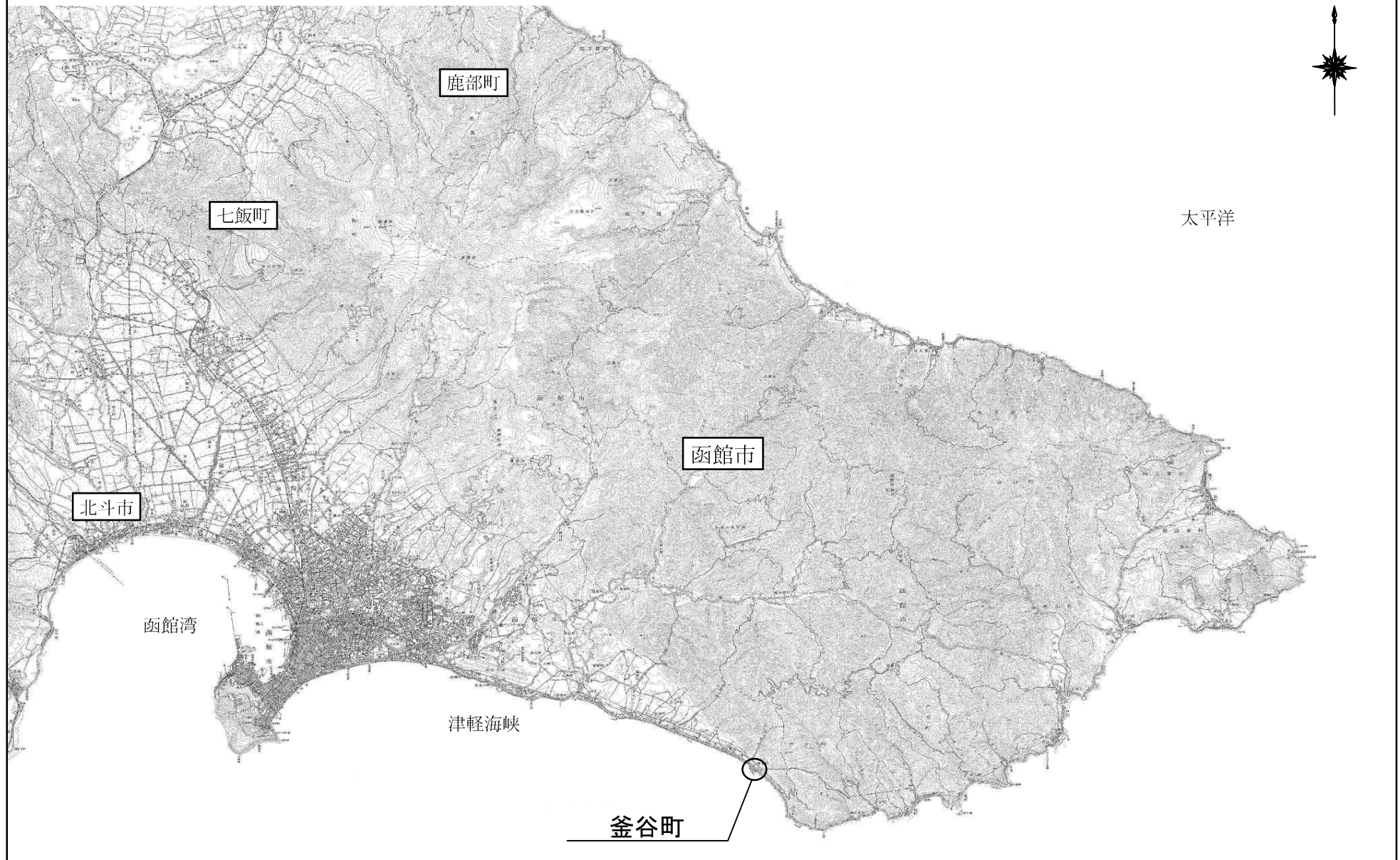
(1) 変更する町の区域

町 の 名 称	変 更 す る 町 の 区 域	
	編入する公有水面埋立地	面 積
釜谷町	函館市釜谷町 1 5 2 番, 1 5 5 番 2, 7 3 7 番および 7 5 8 番地先の公有水面埋立地	3 3 0 . 6 5 m ²

(2) 変更理由

公有水面の埋立てに関する工事がしゅん工したことから、当該公有水面埋立地について町の区域を変更し、釜谷町に編入するものである。

町の区域の変更 位置図

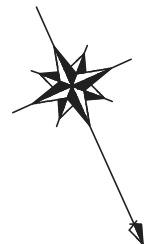


町の区域の変更 詳細図

釜 谷 町

凡 例

	公有水面埋立地①	215.71 m ²
	公有水面埋立地②	114.94 m ²
	公有水面埋立地①+②	330.65 m ²
—	変更後の町界	
- - -	変更前の町界	
...	現町界	



釜谷(戸井)漁港

公有水面
埋立地①

758

公有水面
埋立地②

至汐首町

149

150

151-1

151-6

151-5

151-2

152

153

737

44-5

155-2

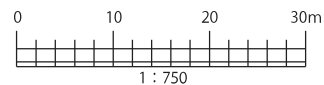
44-3

43-3

155-1

至小安町

函館市釜谷町



3 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）

(1) 専決処分の内容

令和5年9月13日第3回市議会定例会において議決を得た市営住宅大川団地4号棟新築主体その他工事について、工事請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年6月10日市長が専決処分した。

(2) 工事概要

工事名：市営住宅大川団地4号棟新築主体その他工事

請 負 金 額	当 初 838,200,000円 変更後 855,626,387円
契 約 日	令和5年9月13日
変更契約日	令和6年6月10日
工 期	令和5年9月14日から令和7年3月14日まで
請 負 人	森川組・徳建設・斉藤組・平谷折谷建設・富士サルベージ市営住宅大川団地4号棟新築主体その他工事共同企業体 代表者 函館市海岸町9番23号 株式会社森川組

(3) 請負金額変更の理由

工期内において、賃金および建築資材等の日本国内の価格が急激に上昇したことにより、請負人から函館市工事請負契約約款第26条第6項（インフレ条項）の規定に基づく請負代金額の変更請求があり、同条第7項の規定による協議の結果、労務単価および各種建築資材等に著しい価格上昇が認められたため

[参考] 函館市工事請負契約約款 抜粋

（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 （略）

2～5 （略）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者または受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 令和5（2023）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 決算の報告について

(1) 事業概要

令和5（2023）年度は、住生活環境向上事業として、住宅や緑化に関する「調査及び啓発・相談事業」を実施し、収益事業として、「公営住宅等の管理に関する事業」，「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施した。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣事業，北海道公営住宅家賃等徴収事務業務，北海道住宅供給公社資産管理補完等業務およびUR賃貸住宅団地等総合管理業務の受託事業のほか，自主事業として，市営住宅および道営住宅において，公営住宅だよりの発行および団地巡回修繕を実施した。

公共及び民間建築物に関する事業は，公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施した。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は，都市公園管理業務，戸井ウォーターパーク管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業，その他公園管理業務，公園環境美化推進事業業務，はこだてMOMIーGフェスタ開催業務，東山墓園墓地管理等業務，サクラ環境対策業務，緑地等管理業務，街路樹および植樹樹等維持管理業務ならびに市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施した。

(2) 決算の状況

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
当期一般正味財産増減額	47,044,329	41,597,216	5,447,113
一般正味財産期首残高	359,125,806	317,528,590	41,597,216
一般正味財産期末残高 (A)	406,170,135	359,125,806	47,044,329
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額		△632,213	632,213
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,632,213	△632,213
指定正味財産期末残高 (B)	3,000,000	3,000,000	
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	409,170,135	362,125,806	47,044,329